

治癒・登校許可証明書

学校法人 榎本学園

町田美容専門学校

校長 中溝 京子 殿

クラス		学籍番号					氏名	
-----	--	------	--	--	--	--	----	--

上記学生・生徒について、下記の疾患で療養のところ、現在軽快し感染のおそれはないと判断し、登校してよいことを証明します。

_____年 _____月 _____日から 療養開始 / _____年 _____月 _____日から 登校可

該当に○	疾患名	出席停止期間の基準 (以下の基準に基づき、担当医が判断する。)
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス	国のガイドラインに沿って対応し、医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで。
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで。
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで。
	伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能。
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は、痂皮が脱落するまで。
	その他の伝染病 ()	

年 月 日

医療機関名 :

担当医師名 :

印